

請求書記入例

様式第8号(表面)
業務災害用

労働者災害補償保険
休業補償給付支給請求書 第 回
休業特別支給金支給申請書(同一傷病分)

標準字体

0	1	2	3	4	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン
5	6	7	8	9	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル
					エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	。
					オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ

○濁点、半濁点は
一文字として
書いてください。
(例)
カ ヰ ハ ヱ

通勤災害の場合は様式第16号の6

事故の発生日または発病の日を正確に記入してください。

帳票種別 修正欄(1) 修正欄(2) ①管轄局署

※ 34350

※印の欄は記入しないでください。

療養のため労働できなかった期間と、そのうち賃金を受けられなかった日数を記入します。

銀行等に振込みを希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

●ゆうちょ銀行口座(記号・番号)を指定する場合、通常記号は5桁、番号は8桁となっていますが、番号が8桁未満の場合は、頭に0を加えて8桁としてください。
(例) 記号が1234561の場合、01234561となります。

記号(5桁) 番号(8桁)
1XX0001234561
「0」を加えてください。

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、記載する必要はありません。
※預金の種類は「1」としてください。

事業主の証明が必要です。ただし、離職後に第2回目以降の請求をする場合には、必要ありません。なお、療養のため、労働できなかった期間の全部または一部が離職前にある場合には証明が必要となります。

直接所属している事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

診療担当者(医師または歯科医師)による証明が必要です。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

(注意) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で記入してください。また、記入すべき事項のない欄又は記入内容は、空欄のままとし、事項を選択する場合に必要事項を記入してください。ただし、⑤、⑥欄の元及び⑦欄については、必要事項を記入してください。また、⑧欄の元及び⑨欄については、必要事項を記入してください。また、⑩欄の元及び⑪欄については、必要事項を記入してください。また、⑫欄の元及び⑬欄については、必要事項を記入してください。また、⑭欄の元及び⑮欄については、必要事項を記入してください。また、⑯欄の元及び⑰欄については、必要事項を記入してください。また、⑱欄の元及び⑲欄については、必要事項を記入してください。また、⑳欄の元及び㉑欄については、必要事項を記入してください。また、㉒欄の元及び㉓欄については、必要事項を記入してください。また、㉔欄の元及び㉕欄については、必要事項を記入してください。また、㉖欄の元及び㉗欄については、必要事項を記入してください。また、㉘欄の元及び㉙欄については、必要事項を記入してください。また、㉚欄の元及び㉛欄については、必要事項を記入してください。また、㉜欄の元及び㉝欄については、必要事項を記入してください。また、㉞欄の元及び㉟欄については、必要事項を記入してください。また、㊱欄の元及び㊲欄については、必要事項を記入してください。また、㊳欄の元及び㊴欄については、必要事項を記入してください。また、㊵欄の元及び㊶欄については、必要事項を記入してください。また、㊷欄の元及び㊸欄については、必要事項を記入してください。また、㊹欄の元及び㊺欄については、必要事項を記入してください。また、㊻欄の元及び㊼欄については、必要事項を記入してください。また、㊽欄の元及び㊾欄については、必要事項を記入してください。また、㊿欄の元及び㊿欄については、必要事項を記入してください。

②労働保険番号 13112114029

③労働者の性別 ④労働者の生年月日 ⑤負傷又は発病年月日

⑥労働者の氏名 厚労太郎 (00歳) ⑦労働者の住所 4代田区霞ヶ関 1-2-2

⑧療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間 診療実日数 15日

⑨療養の状況 24年5月31日 治癒・死亡・転医・中止・継続中

⑩療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑪療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑫療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑬療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑭療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑮療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑯療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑰療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑱療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑲療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑳療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉑療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉒療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉓療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉔療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉕療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉖療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉗療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉘療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉙療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉚療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉛療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉜療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉝療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉞療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉟療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊱療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊲療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊳療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊴療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊵療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊶療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊷療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊸療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊹療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊺療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊻療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊼療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊽療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊾療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊿療養のため労働できなかった期間 24年5月15日から 24年5月31日まで 17日間のうち 17日

上記により休業補償給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請
24年6月14日
請求人の住所 4代田区霞ヶ関 1-2-2
氏名 厚労太郎
向島労働基準監督署長 殿

様式第8号（裏面）

⑬ 労働者の職種 トラック運転手	⑭ 負傷又は発病の時刻 午前 1 時 30 分頃	⑮ 平均賃金（算定内訳別紙1のとおり） 11,921 円 34 銭
⑯ 所定労働時間 午後 8 時 30 分から午前 5 時 00 分まで	⑰ 休業補償給付率、休業時（平均賃金）別支給金額の改定比率（証明書のとり）	
⑱ 災害の原因及び発生状況 ②どのような場所で ③どのような作業をしているときに ④どのような物又は環境に ⑤どのような不安安全又は有害な状態があって ⑥どのような災害が発生したかを詳細に記入すること		
当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて 保管するため、トラックの荷台から両手でかかえて一缶ずつ 運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべ らせ、灯油缶を左足に落とし、左足腓骨下端部を骨折した。		
① 基礎年金番号 ② 年金の種類 ③ 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等 障害等級 支給される年金の額 支給されることとなった年月日 基礎年金番号及び厚生年金 等の年金証書の年金コード 所轄社会保険事務所等		
④ 被保険者資格の取得年月日 年 月 日 厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の 級 級 年 月 日		

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削 加 字 字 印
----------------------------	-----------------------

〔注 意〕

一、所定労働時間後に負傷した場合、②及び③欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1の欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた平均賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が別紙1の欄に記載してください。この場合は③欄にこの算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、④欄の「賃金を受けなかった日のうち」に業務上の負傷又は疾病による休業のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（別紙2において「一部休業日」という）が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、④欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

五、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、④欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

六、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、④欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

七、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、④欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

職種はなるべく具体的に
作業内容がわかるように
記入してください。

別紙の「平均賃金算定内
訳」によって計算された
平均賃金額を記入します。

②どのような場所で、③ど
のような作業をしていると
きに、④どのような物また
は環境に、⑤どのような不
安全または有害な状態が
あって、⑥どのような災害
が発生したかを、わかりや
すく記入してください。

同一の傷病について厚生
年金保険等の年金を受給
している場合にのみ記入
してください。

社会保険士 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

記入例

様式第8号（別紙1）（表面）

労働保険番号				氏名		災害発生日
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	厚労太郎	24年5月15日
13	1	12	114029			

この欄には、労働日数等に
関係なく一定の期間によ
って支払われた賃金を記
入します。

平均賃金算定内訳

（労働基準法第12条参照のこと。）

雇入年月日		8年4月1日		常用・日雇の別		常用・日雇						
賃金支給方法		月給		週給・日給		時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末		
A	月によって支払ったものの期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで		3月1日から3月31日まで		4月1日から4月30日まで		計		
		総日数		28日		31日		30日		89日		
		賃金	基本賃金		300.000円		300.000円		300.000円		900.000円	
			手当		12.000		12.000		12.000		36.000	
			手当		10.000		10.000		10.000		30.000	
計		322.000円		322.000円		322.000円		966.000円				
B	他の請負制によって支払ったもの 日若しくは時間又は出来高払制その	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで		3月1日から3月31日まで		4月1日から4月30日まで		計		
		総日数		28日		31日		30日		89日		
		労働日数		19日		22日		21日		62日		
		賃金	基本賃金		円		円		円		円	
			残業手当		35.000		27.000		33.000		95.000	
計		35.000円		27.000円		33.000円		95.000円				
総計		357.000円		349.000円		355.000円		1,061.000円				
平均賃金		賃金総額⑤ 1,061.000円 ÷ 総日数① 89		=		11.921円		34銭				

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金
締切日から遡って過去3
か月間が平均賃金算定期
間となりますので、当該期
間における賃金計算期間
を記入します。

該当する賃金計算期間中
に実際に労働した日数を
記入します。

この欄には、労働日数、労
働時間数等に応じて支払
われた賃金を記入します。

両省を比較して、いずれが
高い方が平均賃金とされ
ますので本例の場合の平
均賃金は11,921円34銭と
なります。

最低保障平均賃金の計算方法

Aの⑤ 966,000円 ÷ 総日数① 89 = 10,853円93銭⑥
Bの⑥ 95,000円 ÷ 労働日数② 62 × $\frac{60}{100}$ = 919円35銭⑦
⑥ 10,853円93銭 + ⑦ 919円35銭 = 11,773円28銭（最低保障平均賃金）

日雇い入れられる者の平均賃金（昭和38年労働省告示第52号による。）	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	③ 労働日数又は労働総日数	④ 賃金総額	平均賃金（④ ÷ ③ × $\frac{73}{100}$ ）
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額	日	円	円 銭
	第4号の場合	従事する事業又は職業	日	円	円 銭
		都道府県労働局長が定めた金額	日	円	円 銭
漁業及び林業労働者の平均賃金（昭和24年労働省告示第5号第2条による。）	平均賃金協定額の承認年月日	年 月 日	職種	平均賃金協定額	円

① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金
（賃金の総額⑤－休業した期間にかかる②の①）÷（総日数①－休業した期間②の②）
（ 円－ 円）÷（ 日－ 日）＝ 円 銭